

令和5年12月26日

関係団体各位

埼玉労働局労働基準部賃金室長
(契印省略)

令和5年度「業務改善助成金」の申請期限延長について（お知らせ）

日頃より労働行政の円滑な推進に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年10月1日から埼玉県最低賃金が時間額1,028円に改正されました。

厚生労働省では、企業の賃金引き上げを支援するため、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を「業務改善助成金」として助成しています。

令和5年度の申請期限は令和6年1月31日となっていましたが、賃金引き上げ計画を立てて申請いただくもののみ、令和6年3月31日まで申請期限が延長されました。

つきましては、賃金引き上げの取り組みに当たり、活用のご検討をいただきたく、別添のとおりご案内いたします。

■業務改善助成金に関するお問い合わせ

業務改善助成金コールセンター 電話 0120-366-440

■業務改善助成金 申請方法・解説ユーチューブ動画など詳細

厚生労働省 HP 「厚生労働省 業務改善助成金」で検索

■埼玉県最低賃金とは

埼玉労働局ホームページ 「賃金・家内労働関係」

こちら→



(別添)

- 1 業務改善助成金リーフレット
- 2 申請期限のご案内リーフレット
- 3 埼玉県最低賃金リーフレット

担当：埼玉労働局
労働基準部賃金室
電話 048-600-6205